

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置に関する準則

〔平成21年5月29日〕  
法務省人検訓第1307号法務大臣訓令

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律第41号）（以下「改正法」という。）の施行の際現に法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）（以下「法科大学院派遣法」という。）第11条第1項の規定により法科大学院（同法第2条第1項に規定する法科大学院をいう。以下同じ。）に派遣されている検察官については、俸給、地域手当、広域異動手当及び期末手当（以下「俸給等」という。）のそれぞれ100分の50を超える部分の額についても支給することができる。この場合において、当該検察官に支給されることとなる俸給等の年額は、改正法の施行の日における当該検察官に係る給与の額を基礎として算定した給与（通勤手当、特殊勤務手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）の年額から当該法科大学院の法科大学院設置者（法科大学院派遣法第3条第1項に規定する法科大学院設置者をいう。）から受ける教授等（同項に規定する教授等をいう。）の業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、教授等の業務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。）の年額を減じた額を超えてはならない。

附 則

この準則は、平成21年5月29日から施行する。